

令和7年度

第7回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和7年10月6日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和7年度第7回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地判断について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画について

<報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 農地法第3条の規定による許可申請の取消しについて

報告第3号 農地法第3条の規定による許可処分の取消しについて

報告第4号 残土処理の(公共事業施行)事業の届出について

報告第5号 利用権の終了について(農用地利用集積計画)

<出席委員> (7名)

2番委員：中村 康之 3番委員：渡邊 さなえ

5番委員：井口 峰幸 6番委員：渡辺 忠洋

7番委員：江澤 正久 8番委員：小高 一哲

9番委員：矢代 とみ江

<欠席委員> (1名)

1番委員：加藤 浩明 4番委員：森 久雄

<出席職員>

【事務局長】小高 一哉 【事務局】高橋 憲司 寺井 絵里

<p>事務局長 (小高)</p>	<p>開 会 (午後 1 時 3 0 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 7 年度第 7 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、9 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくをお願いします。</p> <p>(渡辺会長あいさつ)</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 4 番の森委員と 5 番の井口委員をお願いします。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。</p> <p>1 頁をお開きください。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号 3 - 1 7。所在：宇筒原地先。地目：田、1 筆、地積：85 m²。譲渡人：市原市の方。譲受人：宇筒原の方。譲渡人事由：町外に居住しており耕作しないため。譲受人事由：耕作放棄地を利用して水稻を作付けしたい。権利内容：所有権移転（有償） 番号 3 - 1 8。所在：松尾地先。地目：田、1 筆、地積：1,186 m²。譲渡人：湯倉の方。譲受人：松尾の方。譲渡人事由：耕作困難であり、譲請人の希望により譲渡したい。譲受人事由：譲渡人所有の土地を購入し、規模拡大を図りたい。権利内容：所有権移</p>

	<p>転（有償）</p> <p>番号3-19。所在：弥喜用地先。地目：田、1筆。地積：135㎡。譲渡人：弥喜用の方。譲受人：紙敷の方。譲渡人事由：申請地は遠隔で管理ができないため、適切な管理・利用ができる人に譲渡したい。譲受人事由：2025年に申請地を取得し、畑として利用し、通年野菜を栽培したい。権利内容：所有権移転（有償）</p> <p>番号3-20。所在：弥喜用地先。地目：田、2筆。地積：2,677㎡。譲渡人：市原市の方。譲受人：紙敷の方。譲渡人事由：申請地は遠隔で管理ができないため、適切な管理・利用ができる人に譲渡したい。譲受人事由：2025年に申請地を取得し、畑として利用し、通年野菜を栽培したい。権利内容：所有権移転（有償）</p> <p>番号3-21。所在：石神地先。地目：田、1筆。地積：404㎡。譲渡人：千葉市の方。譲受人：石神の方。譲渡人事由：申請地は遠隔で管理できず、譲請人に譲渡したい。譲受人事由：譲渡人の希望に応じる。権利内容：所有権移転（有償）</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第1号、番号3-11については、前回総会で保留となっていました が改めて審議します。</p> <p>現地調査報告は前回行いましたので、今回はありません。 質問のある方は発言をお願いします。</p>
<p>矢代委員 (9番)</p>	<p>農地の所有者、現在の耕作者、譲受人との間でトラブル等なければ申請通り許可してよいのではないかと。</p>
<p>井口委員 (5番)</p>	<p>譲受人が町外の方なので、地元の耕作者の方たちと話し合いが必要なのではないかと。</p> <p>現在の耕作者が譲り受けるのがよいのではないかと。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>所有者と現在の耕作者との間で、折り合いがつかなかったと聞いている。</p>
<p>中村委員 (2番)</p>	<p>条件を整えて申請している。また、他の市町村の耕作証明も添付されており、不許可とする理由はないと考える。</p>
<p>井口委員 (5番)</p>	<p>地元の方と話し合いの場を設けてはいかがかと？</p>

矢代委員
(9番)

現状、水利組合等との間にトラブル等あるのか？
トラブル等ないのであれば、申請通り許可するべきではないか。

議長
(渡辺会長)

他に質問のある方はどうぞ。

質問が無いようですので、番号3-11については許可することとしてご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め、番号3-11については、許可することと決定しました。

続きまして番号3-14については、渡邊委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。

渡邊委員
(3番)

議案第1号、番号3-14について、現地調査を行ってきましたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

現状は、耕作が終わった後のきれいな状態です。

特に問題ないと思います。

ご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

小高委員
(8番)

現在も耕作されている農地ですか。

渡邊委員
(3番)

耕作している農地です。

議長
(渡辺会長)

他にご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようなので、番号3-14について許可することとしてご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め、番号3-14につきましては許可とすることと決定いたします。

続きまして、番号3-16については、井口委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。

井口委員
(5番)

議案第1号、番号3-16について、現地調査を行ってきましたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。住宅と農地を購入し、親子で移住し、娘が農業を始めたいとのことでした。

現地はよく保全管理がされている。特に問題ないと思われま
す。ご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようなので、番号3-16について許可することとしてご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め、番号3-16につきましては許可とすることで決定いたします。

議案第1号は以上です。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局
(寺井)

3頁をお開きください。

今月は、申請案件が3件提出されていますので、先一括して事務局で説明を行った後に1件ずつ審議を行います。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」について下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号5-8。所在：中野地先。地目：田、1筆 地積：730㎡。地種3種。譲渡人：千葉市の方。譲受人：東京都の方。[法人]転用事由：当該地は太陽光発電事業用地として必要な面積、日照条件を確保できる土地であり、自然災害が発生した場合でも近隣に被害が及びにくく周辺住民から理解が得られやすい土地であるとともに、所有者は高齢により農業の継続が難しく、弊社と所有権移転契約を交わしました。切土、盛土等の造成や埋立はせず、整地し、杭を使用して太陽光発電設備(架台、パネル144枚)を設置します。権利内容：転用を伴う所有権移転、有償。

番号5-9。所在：桜台地先。地目：田、1筆 地積：909㎡。地種2種。譲渡人：桜台の方。譲受人：東京都の方。[法人]

<p>議 長 (渡辺会長)</p> <p>井 口 委 員 (5 番)</p>	<p>転用事由：当該地は太陽光発電事業用地として必要な面積、日照条件を確保できる土地であり、自然災害が発生した場合でも近隣に被害が及びにくく周辺住民から理解が得られやすい土地であるとともに、所有者は高齢により農業の継続が難しく、弊社と所有権移転契約を交わしました。切土、盛土等の造成や埋立はせず、整地し、杭を使用して太陽光発電設備(架台、パネル166枚)を設置します。権利内容：転用を伴う所有権移転、有償。</p> <p>番号5-11。所在：田代地先。地目：田、1筆 地積：1,896㎡。地種2種。譲渡人：千葉市の方。譲受人：東京都の方。[法人]転用事由：本申請地を使用して太陽光発電設備を設置したいと計画しています。軽く整地した後、直に杭を打ち込み太陽光設備を設置する計画のため、埋立等はありません。パネル枚数は166枚を設置予定です。権利内容：転用を伴う所有権移転、有償。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p> <p>渡 邊 委 員 (3 番)</p> <p>井 口 委 員 (5 番)</p>	<p>議案第2号、番号5-7については、井口委員が現地調査を担当されたので、報告をお願いします。</p> <p>議案第2号、番号5-7について、現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。現地は、夷隅川添いで農業振興地域から外れています。現況は草木が生い茂り有害獣等の棲家のような状態です。問題ないと思われる。ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>大学生を中心に、とあるがどのようなことを想定しているのか。</p> <p>主に大学で建築学や土木等を学んでいる学生の実習場のように考えているとのことです。</p> <p>他にご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>質問が無いようなので、番号5-7について許可相当と認めることとしてご異議ございませんか。</p>

<p>渡邊委員 (3 番)</p>	<p style="text-align: center;">————— 「異議なし」の声あり —————</p>
	<p>異議なしと認め、番号5-7につきましては許可相当と認めることで決定いたします。</p>
	<p>議案第2号、番号5-8については、渡邊委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p>
	<p>議案第2号、番号5-8について、現地調査を行ってきましたので報告します。</p>
<p>議長 (渡邊会長)</p>	<p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 よく保全管理されていて優良農地である。</p>
<p>小高委員 (8 番)</p>	<p>20年前ころから草刈り等行っている。 いすみ鉄道の線路沿いであり太陽光発電設備ができてしまうと</p>
<p>小高委員 (8 番)</p>	<p>景観を損ねてしまうのではないかと思います。 災害レベルの雨が降ると当該地は冠水してしまう土地です。</p>
<p>議長 (渡邊会長)</p>	<p>説明は以上です。 ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>事務局長 (小 高)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議長 (渡邊会長)</p>	<p>設備が冠水してしまうと周辺の停電等心配ではいか。 かなり高額で土地の買収をしているようだ。</p>
<p>議長 (渡邊会長)</p>	<p>他にご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議長 (渡邊会長)</p>	<p>今後、太陽光関係については、条例化も検討していかなくてはいけないと考えている。</p>
<p>議長 (渡邊会長)</p>	<p>他にご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議長 (渡邊会長)</p>	<p>質問が無いようなので、番号5-8については、他法令の許可見込みが立つまで保留することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>江澤委員 (7 番)</p>	<p style="text-align: center;">————— 「異議なし」の声あり —————</p>
<p>江澤委員 (7 番)</p>	<p>異議なしと認め、番号5-8につきましては、保留することとして決定いたします。</p>

議長
議長
(渡辺会長)

議案第2号、番号5-9については、江澤委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。

議案第2号、番号5-9について、現地調査を行ってきましたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。
現況は田で耕作はしていないが、草刈り等保全管理はされている。

説明は以上です。

ご審議の程お願いいたします。

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようなので、番号5-9については、他法令の許可見込みが立つまで保留することとしてご異議ございませんか。

矢代委員
(9番)

————— 「異議なし」の声あり —————

異議なしと認め、番号5-9につきましては、他法令の許可見込みが立つまで保留することとして決定いたします。

議案第2号、番号5-10については、矢代委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。

議長
(渡辺会長)

議案第2号、番号5-10について、現地調査を行ってきましたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

現況は保全管理がされており、譲り渡し人の方は高齢で耕作することができないので、土地を提供したとのこと。

隣接の方にも説明し、問題なかったとのこと。

やはり太陽光関係については条例化等の整備が必要と感じました。

説明は以上です。

ご審議の程お願いいたします。

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようなので、番号5-10については、他法令の許可見込みが立つまで保留することとしてご異議ございませんか。

————— 「異議なし」の声あり —————

事務局
(寺井)

異議なしと認め、番号5-10につきましては、他法令の許可見込

議 長 (渡辺会長)	<p>みが立つまで保留することとして決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「非農地判断について」を議題とします。 事務局説明をお願いします。</p> <p>5頁をお開きください。</p> <p>議案第3号「非農地判断について」次の土地は、調査の結果農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議を求めます。</p> <p>番号非7-11。所在：宇筒原地先。地目：田、2筆。地積：1,063㎡ 所有者：いすみ市の方。現況：木や竹が繁茂していた。</p> <p>番号非-10。所在：会所地先。地目：田、1筆。地積：437㎡。 所有者：市原市の方。現況：山林原野</p> <p>番号非7-12。所在：弥喜用地先。地目：田1筆、畑3筆、他3筆、計7筆。地積：3,411㎡。現況：弥喜用89-1の現況は、梅、柿等の果樹が植栽されていたため、農地と判断した。弥喜用161-1の現況は、杉等の針葉樹や雑木が生えていたため、非農地と判断した。弥喜用176の現況は、杉や雑木が生えていたため非農地と判断した。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
	事 務 局 (寺 井) 議 長 (渡辺会長)

<p>事務局 (寺井)</p>	<p>続きまして、番号非一10については、事務局から説明をお願いします。</p> <p>現況は、雑木が繁茂している状況。 ご審議の程お願いいたします。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>質問が無いようなので、番号非一10については、非農地として判断することとしてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め番号非一10については、非農地として判断することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p> <p>6頁をお開きください。</p> <p>議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について、次のとおり促進計画案について審議を求める。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>番号7-15。所在：泉水地先。地目：田1筆。地積：2,104㎡。貸付人：泉水の方。借受人：泉水の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。借賃：俵相当いすみ農協の米単価連動/年。期間：令和7年11月10日～令和12年11月9日まで。</p> <p>番号7-16。所在：西部田地先。地目：田4筆。地積：2,541㎡。貸付人：西部田の方。借受人：西部田の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：米0.5俵/10a。期間：令和7年11月10日～令和17年11月9日まで。</p> <p>番号7-17。所在：久我原地先。地目：田2筆。地積：4,654㎡。貸付人：久我原の方。借受人：弓木の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：米2俵/年。期間：令和7年11月10日～令和12年11月9日まで。</p> <p>番号7-18。所在：久我原地先。地目：田3筆。地積：4,111㎡。貸付人：久我原の方。借受人：弓木の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：米3俵/年。期間：令和7年11月10日～令和12年11月9日まで。</p> <p>番号7-19。所在：下大多喜地先。地目：田1筆。地積：2,983㎡。貸付人：下大多喜の方。借受人：下大多喜の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：米1俵/年。期間：令和7年11月10日～令和12年11</p>

事務局
(寺井)

月9日まで。

番号7-20。所在：下大多喜地先。地目：田1筆。地積：1,834 m²。貸付人：下大多喜の方。借受人：下大多喜の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：米1俵/10a。期間：令和7年11月10日～令和12年11月9日まで。

番号7-21。所在：堀之内・八声地先。地目：田2筆。地積：3,458 m²。貸付人：八声の方。借受人：八声の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：米0.5俵/10a。期間：令和7年11月10日～令和12年11月9日まで。

番号7-22。所在：堀之内地先。地目：田1筆。地積：286 m²。貸付人：堀之内の方。借受人：八声の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。期間：令和7年11月10日～令和12年11月9日まで。

番号7-23。所在：八声地先。地目：田4筆。地積：5,451 m²。貸付人：八声の方。借受人：八声の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：米0.5俵/10a。期間：令和7年11月10日～令和12年11月9日まで。

番号7-24。所在：八声地先。地目：田4筆。地積：5,451 m²。貸付人：八声の方。借受人：八声の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：米0.5俵/10a。期間：令和7年11月10日～令和12年11月9日まで。

番号7-25。所在：堀之内・八声地先。地目：田2筆。地積：2,106 m²。貸付人：部田の方。借受人：八声の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：米0.5俵/10a。期間：令和7年11月10日～令和12年11月9日まで。

番号7-26。所在：堀之内地先。地目：田2筆。地積：2,106 m²。貸付人：部田の方。借受人：八声の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：米0.5俵/10a。期間：令和7年11月10日～令和12年11月9日まで。

番号7-27。所在：堀之内・八声地先。地目：田4筆。地積：4,527 m²。貸付人：平沢の方。借受人：八声の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。期間：令和7年11月10日～令和12年11月9日まで。

議長
(寺井)

番号7-28。所在：小土呂地先。地目：田1筆。地積：1,682 m²。貸付人：埼玉県さいたま市の方。借受人：小土呂の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：20,000円/年

番号7-29。所在：久我原地先。地目：田2筆。地積：3,540 m²。貸付人：千葉市の方。借受人：弓木の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：米2.5俵/年。期間：令和7年11月10日～令和12年11月9日まで。

番号7-30。所在：久我原地先。地目：田2筆。地積：2,904 m²。貸付人：久我原の方。借受人：弓木の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。

賃料：米 1.5 俵/年。期間：令和 7 年 1 1 月 1 0 日～令和 1 2 年 1 1 月 9 日まで。

番号 7-3 1。所在：久我原地先。地目：田 1 筆。地積：202 m²。貸付人：茂原市の方。借受人：弓木の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。期間：令和 7 年 1 1 月 1 0 日～令和 1 2 年 1 1 月 9 日まで。

番号 7-3 2。所在：久我原地先。地目：田 1 筆。地積：1,234 m²。貸付人：神奈川県の方。借受人：弓木の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：米 0.67 俵/年。期間令和 7 年 1 1 月 1 0 日～令和 1 2 年 1 1 月 9 日まで。

番号 7-3 3。所在：久我原地先。地目：田 4 筆。地積：10,890 m²。貸付人：東京都の方。借受人：弓木の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：米 2 俵/年。期間：令和 7 年 1 1 月 1 0 日～令和 1 2 年 1 1 月 9 日まで。

番号 7-3 4。所在：久我原地先。地目：田 7 筆。地積：13,238 m²。貸付人：久我原の方。借受人：弓木の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：米 7 俵/年。期間：令和 7 年 1 1 月 1 0 日～令和 1 2 年 1 1 月 9 日まで。

番号 7-3 5。所在：久我原地先。地目：田 2 筆。地積：5,486 m²。貸付人：久我原の方。借受人：弓木の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：米 2.5 俵/年。期間：令和 7 年 1 1 月 1 0 日～令和 1 2 年 1 1 月 9 日まで。

番号 7-3 6。所在：久我原地先。地目：田 1 筆。地積：1,832 m²。貸付人：久我原の方。借受人：弓木の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：米 1 俵/年。期間：令和 7 年 1 1 月 1 0 日～令和 1 2 年 1 1 月 9 日まで。

番号 7-3 7。所在：久我原地先。地目：田 1 筆。地積：1,672 m²。貸付人：神奈川県の方。借受人：弓木の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：米 0.83 俵/年。期間：令和 7 年 1 1 月 1 0 日～令和 1 2 年 1 1 月 9 日まで。

番号 7-3 8。所在：久我原地先。地目：田 1 筆。地積：1,810 m²。貸付人：久我原の方。借受人：弓木の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：米 2.75 俵/年。期間：令和 7 年 1 1 月 1 0 日～令和 1 2 年 1 1 月 9 日まで。

番号 7-3 9。所在：久我原地先。地目：田 4 筆。地積：5,889 m²。貸付人：市原市の方。借受人：弓木の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：米 2.75 俵/年。期間：令和 7 年 1 1 月 1 0 日～令和 1 2 年 1 1 月 9 日まで。

番号 7-4 0。所在：久我原地先。地目：田 4 筆。地積：8,561 m²。貸付人：下大多喜の方。借受人：弓木の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：JA いすみ米価連動米 4.25 俵相当額。期間：令和 7 年 1 1 月 1 0 日～令

和12年11月9日まで。

番号7-41。所在：久我原地先。地目：田2筆。地積：3,945㎡。貸付人：横山の方。借受人：弓木の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。賃料：JAいすみ米価連動米2俵相当額。期間：令和7年11月10日～令和12年11月9日まで。

事務局からの説明は以上です。

事務局からの説明が終わりました。

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

ご質問がないようですので、議案第4号は原案通り決定することとしてご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め議案第4号は原案通り決定しました。

続きまして、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

20頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出」について次のとおり受理したことを報告する。

番号7-24 所在：市川・中野地先。地目：田、3筆 畑、1筆、他5筆。地積：3,971㎡。所有者：市川の方。届出者：市川の方。権利：相続。

その他、同様の届出が、7-27まで提出されています。

続きまして、25頁をお開きください。

報告第2号「農地法第3条の規定による許可申請の取消しについて」下記のとおり、農地法第3条の規定による許可申請の取消し願いの提出があったので報告する。

番号-1 所在：板谷地先。地目：田、3筆。地積：3,000㎡。変更地目：山林。登記原因日付：年月日不詳地目変更。調査・報告地目：照会地阪下谷1052番外2筆の現況は、農業委員会の過去の調査において、再生利用が困難な農地として判断されていたため、非農地として回答する。土地所有者：御宿町の方。

11項をお開きください。

報告第3号利用権の途中解約に関する通知について、次のとお

り、農地法第18条第6項の規定による途中解約処理をしました。
資料のとおり1件の利用権の途中解約処理をしました。
12頁をお開きください。
報告第4号利用権の終了について次のとおり、通知があったことを報告する。
資料のとおり8件受理しました。
15頁をお開きください。
報告第5号農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について下記のとおり、届出があったので報告する。
報告事項は、以上です。

報告事項でございますので、ご理解いただきたいと思います。
続いて議事日程6その他に入ります。
事務局何かございますか？
ありません。

以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。
閉 会（午後3時40分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年(1)月6日

議長

渡辺 忠洋

署名委員

森 久雄

署名委員

井口 峰幸

